

広島県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十年三月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類 県道	二 路線名 新市七曲西城線	三 道路の区域 区 間
---------------	------------------	----------------

新	旧	の新別 の新別
二七・五〇	一九・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四一・〇〇	三七・一〇	延長 (メートル)
拡幅 県道新市七曲 西城線と一部 重複		

一 道路の種類 県道	二 路線名 小畠荒谷線	三 道路の区域 区 間
神石郡神石高原町父木野「四五一番一地先から 神石郡神石高原町桑木九四一番一地先まで		
新 五一・二〇	旧 三・〇〇～三 ・四〇	の新別 の新別 敷地の幅員 (メートル)
〇〇	〇一、〇五〇・ 一、〇六・	延長 (メートル)
一ト トル 不 用 物 件 重 複 四 五 ・ 〇〇 メ	備 考	